

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 館林市 (都道府県: 群馬県)

本事業の担当部局名 保健福祉部 こども局 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	館林市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,615,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 本市においては、平成17年頃から人口が減少傾向に転じ、第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計では、令和2年以降もさらに人口減少が進行している。 本市の婚姻率及び合計特殊出生率は全国や群馬県の平均より低い状態が続いており、令和3年時点で婚姻率3.2(全国4.1、群馬県3.6)、合計特殊出生率1.10(全国1.30、群馬県1.35)となっている。 本市においては未婚化や晩婚化による出産機会の減少や結婚による女性の転出等が要因と推察されるため、「館林市第6次総合計画」及び「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画」などに基き様々な面から支援を行っているが、依然として人口減少や少子化に歯止めがかからない状況となっている。 <本個別事業の位置付け> 上記のような状況を踏まえ、「第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の1つとし、 ① 地方創生施策の推進 ② 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 ③ 地域子育て支援の推進 ④ 質の高い保育サービスの充実 などを基本的方向として様々な事業に取り組んでおり、本事業については「① 地方創生施策の推進」に位置づけられる。「① 地方創生施策の推進」においては婚活事業の推進により「出会い」の支援をしており、本事業は、出会いの先の結婚のきっかけづくりを支援する事業の1つとして令和3年度より取り組んでいるものであり、令和5年度も継続して事業を実施する。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)			
	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合		
【補助上限額】				
29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合		
【対象費目】				
<input type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	引越費用	
※(注)3 【その他独自要件】				
市税の滞納がないこと。				
2. 申請見込				
①新規世帯見込	上記のうち	28	世帯	
		ともに29歳以下	21	世帯
【積算根拠】		左記以外	7	世帯

〈当初申請時〉
 令和4年度申請見込 20世帯
 令和4年度比120%として、
 令和5年度新規世帯見込 20件×120%=24世帯
 そのうち 29歳以下 14件(申請見込)×600千円=8,400千円
 上記以外 10件(申請見込)×300千円=3,000千円
 ※各年齢における申請見込は、令和3年度実績における夫婦の年齢の割合に基づく。
 予算の制約により、新規29歳以下を12世帯(7,200千円)とし、合計22世帯(11,200千円)

〈変更後〉
 ○R5.12月末時点の支給実績 10世帯 1,540千円
 内訳 新規補助(29歳以下) 1世帯 354千円
 新規補助(上記以外) 2世帯 304千円
 継続補助 7世帯 882千円

○R6.1月以降の支給見込 29世帯 12,075千円
 内訳 新規補助(29歳以下・満額支給) 13世帯 7,800千円 (1世帯あたり600千円)
 (29歳以下・上限未滿) 7世帯 2,235千円
 (上記以外・満額支給) 3世帯 900千円 (1世帯あたり300千円)
 (上記以外・上限未滿) 2世帯 517千円
 継続補助 4世帯 623千円
 ※新規補助対象世帯の見込数は、事前相談の受付状況により積算

○対象経費の支出見込額
 (R5.12月時点の実績)1,540千円+(R6.1月以降の見込)12,075千円=13,615千円

【変更理由】
 支給見込世帯数が当初見込を上回るため。

【令和4年度申請状況】

令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月
 申請 実績 世帯数 19 世帯

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯
	対象経費支出予定額	11	1,505,000	

3. 広報の実施予定

広報誌、市HP及び市公式Twitterへの掲載、婚姻届配布及び提出時にチラシ配布するほか、市と包括連携協定を結んでいる企業等

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	合計特殊出生率		1.6 (令和7年度)	1.10 (令和3年)
	婚姻数	件	360 (令和7年度)	238 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.10 (令和3年)	
	婚姻件数	件	238 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	75.0 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0 (令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	90	88.8 (令和3年度)
	市の支援による婚活イベント参加者数	人	累計455 (R3~R7年度)	コロナにより中止 (令和3年度)
	市の支援による婚活事業でのカップル成立数	組	累計50 (R3~R7年度)	2 (令和3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	市公式Twitterによる広報	回	2	0 (令和3年度)
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・群馬県が設置する「ぐんま結婚支援連携協議会」に参加し、情報の共有や発信、課題解決に向けた検討を行う。 ・群馬県のHPでの広報を行う。 民間事業者への周知について、市HPでの広報を行うほか、市と包括連携協定を結んでいる企業等にチラシの配布を依頼する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体

像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。